重要事項説明書

（事業所番号:1462691459）

Hani株式会社
さがみアットホームナーシングだるま

▼訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「神奈川県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例　平成25神奈川県規則第31号」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1　指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	Hani株式会社
代表者氏名	代表取締役　羽生田　悠
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	神奈川県相模原市緑区西橋本4-8-22
法人設立年月日	令和4年8月2日

2　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	さがみアットホームナーシングだるま
介護保険指定 事業所番号	神奈川県指定　1462691459
医療機関コード	269.245.9
事業所所在地	神奈川相模原市中央区中央3-11-4-106
連絡先 相談担当者名	電話:042-713-4917　FAX番号:042-713-4918 管理者:羽生田　悠
事業所の通常の 事業の実施地域	相模原市（中央区、南区一部、緑区一部）　八王子市（一部）　町田市（一部）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	さがみアットホームナーシングだるまは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※土曜・日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）休業

	※但し、休業日においては、計画的な訪問を行うこととする。
営業時間	月曜日～金曜日　9:00～17:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日 ※土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29～1/3)休業 ※但し、休業日においては、計画的な訪問を行うこととする。
サービス提供時間	月曜日～金曜日　9:00～18:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師　羽生田　悠

職	職務内容	人員数
管理者	1.　管理業務	1名
訪問看護師	1.　在宅療養者看護 2.　在宅療養におけるリハビリテーション 3.　訪問計画の立案と評価	2.5名以上
リハビリテーション (指導・監修)	1.　月2回、必要時に看護師と同行訪問し、看護師リハビリテーションの指導・監修を行う。 2.　看護師リハビリテーションの計画立案のサポート	1名以上

3 提供するサービスの内容について

1.　サービス内容

サービス区分	サービスの内容
訪問看護の提供	1　利用者の病状・全身状態の観察とケア 2　医師の指示による医療ケア・処置 3　利用者・家族のニーズに合った日常生活指導・サポート 4　本人に合った健康維持のための適切な服薬管理 5　自立した生活を送れるリハビリテーション(機能回復・症状緩和目的) 6　褥瘡予防・皮膚の清潔管理・褥瘡処置 7　ターミナルケア・認知症患者の看護 8　特定行為の範囲内における手順書に基づく医療行為の提供

4 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料金	1.　介護保険制度に基づく訪問看護:利用料は厚生労働大臣の基準によるものとし別紙の料金表を参照ください。 2.　後期高齢者医療制度、健康保険法等に基づく訪問看護:週3日が訪問の限度(ただし厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は訪問回数の制限は

	ありません。別紙の料金表を参照ください。） 3. その他の費用：自費の料金についても別紙の料金表を参照ください。
利用料金の請求方法	1. 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者宛にお届けします。
利用料の支払い方法	1. 請求月の27日までにお支払い下さい。 1 利用者指定口座からの自動振替 2 事業者指定口座への振り込み 3 現金支払い 2. お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
キャンセル料金	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には前日までに速やかに事業所までご連絡ください。サービス開始当日訪問の際に不在、キャンセルとなった場合、5,500円（税込）を実費にてご負担いただきます。 ※なお、緊急な入院など特段の事情の場合や振替訪問を行った場合は、キャンセル料は頂きません。

※ 料金に関するその他留意事項

・利用者・家族のご希望にて、保険給付の対象外の支援内容によるサービスや、死後の看護師の訪問および処置などを行っ た場合、また 1 回 90 分を超えたサービスを提供した場合（長時間訪問看護加算を算定する日を除く）の超過分は、自費 による訪問看護サービスとして当社が別途定める料金をお支払い頂くことがございます。

・公費受給者証などをお持ちのかたは自己負担が免除になる場合があるためお持ちの場合はご提示ください。

・回数は、毎月初から数えさせて頂きます。材料費などはここに含まれず実費にてご負担願います。

・指定訪問看護の利用について、医療保険・介護保険による介護給付・予防給付対象の場合は非課税となります。

・償還払いとなる場合には一度利用者が 10 割を支払い、その後市町村等に対し保険給付分を請求します。

・法定代理受領の場合、別紙の金額（但し経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 羽生田 悠

1) 利用者に対していかなる形の虐待も行わないことを宣言します。
2) すべてのスタッフに虐待の定義と対応に関する研修を提供します。
3) スタッフの中に虐待の可能性がある方がいた場合、直ちに上司に報告し必要に応じて対応します。
4) 利用者の状況を詳しく把握し、虐待の兆候が見られた場合は、適切な報告手続きを行います。
5) 利用者が虐待を受けた場合には、必要に応じて報告手続きを行い、利用者に対する支援を提供します。
6) スタッフは、利用者とのコミュニケーションにおいて言葉や態度による暴力や脅迫、性的な言動などを行わず、利 用者の尊厳を重んじた対応を行います。
7) 利用者からの相談や苦情に対しては、速やかに対応し、解決に向けた措置を講じます。

6 身体拘束の原則禁止

1) ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ないません。
2) ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等につ いて説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を 記載することとします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

秘密の保持について	1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 2. この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	1. 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 2. 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 緊急時の対応方法について

1) サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
2) 緊急に看護に関する意見やサービス提供が必要になった場合、緊急時の連絡先は以下に記します。
   a) 営業時間内 9:00～18:00 042－713－4917
   b) 営業時間外 18:00～翌9:00 042－713－4917

※時間外の対応については別途同意書を頂き対応となります。(基本的に事前に同意書にて申込が必要です。)

9 事故発生時の対応方法について

1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2) 訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償補償制度に加入します。

損害賠償補償制度	一般社団法人全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者総合補償制度 加入内容:賠償責任保険 特約:保険適用外サービス拡大補償 加入

10 安全管理体制

当事業所は、利用者の生命及び身体の安全を確保するとともに、適切な訪問看護サービスを提供するため、管理者を安全管理責任者とし、事故防止及び安全確保に関する業 務を統括するものとします。

サービス提供中に事故、感染症の発生その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族、主治医及び関係 機関へ速やかに連絡を行います。

職員は、安全管理に関する研修及び教育を受け、関係法令及び事業所の定める各種マニュアルを遵守し、利用者の安全確保に努めるものとします。

11 社会情勢の急激な変化および天災時の対応について

社会情勢の急激な変化、地震、風水害の著しい社会秩序の混乱などにより、サービス提供義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

また、社会情勢の急激な変化、地震、風水害の著しい社会秩序の混乱などにより、サービス提供義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する相談または苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 担当者:管理者　羽生田 悠	所 在 地 〒252-0239　神奈川県相模原市中央区中央3-11-4 ライオンズマンション相模原中央106 電話番号　042－713－4917 FAX番号　042－713－4918 受付時間　9:00～17:00
【市町村(保険者)の窓口】	相模原市役所　福祉基盤課　高齢指定・指導班 〒252－5277 相模原市中央区中央2－11－15　市役所本館4階 電話番号　042－769－9226 FAX番号　042－759－4395
【公的団体の窓口】	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課　介護苦情相談係 〒220－0003 横浜市西区楠町27番地1 電話番号　045－329－3447 相談時間　8:30～17:15 (土曜・日曜、祝祭日、年末年始を除く)

以上